

中山間地域農業の維持・振興に向けた 「安塚区」の将来ビジョン

ありたい姿(キャッチフレーズ)

安塚区らしさである豊かな自然と雪を活かし、
ひと手間とブランド化により、持続可能な農業をめざします

実現するための4つの柱(方向性)

担い手・後継者の確保



農業生産維持に向けた 作物選定・所得確保



農業機械・スマート農機 の共有化・共同利用



土地利用の明確化・ 農地条件の改善



- SNS、ツイッターを利用して、安塚区の農業の実態を知らせ、新規就農者を募集します。
- 集落営農法人の設立を検討します。
- 移住者、定年帰農者の受入れに取り組みます。

- 「ブランド米の構築、自然薯のオーナー制度、イチジク・クルミシロップの生産」を推進します。

- ドローンの活用を推進します。
- 市を通じて、国策による農業機械のリース制度の充実や農業機械の補助率アップを要望します。

- 基盤整備を行います(用水路、暗きよ排水の整備含む)。
- 農地の集約、集積を行います。

アクションプラン

短期

令和5年度から令和11年度までの取組 ⇒ 「ロードマップ」を参照

中長期

区分	取組内容	いつ	だれが	どうやって
		該当なし		

事務局的役割を担う「活動のエンジンとなる組織」

(仮称)安塚区みらい農業づくり推進協議会【新組織】

- ・組織の構成員となることを希望する農業者
- ・マネジメント組織(安塚農業振興会)
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員
- ・JAえちご上越頸北わかば営農センター
- ・浦川原区総合事務所産業グループ(事務局)
- ・安塚区総合事務所総務・地域振興グループ
- ・上越東農林事務所普及課(オブザーバー)

現状と方向性

- 高齢化が進展する中で、担い手の減少や耕作地の減少により、多面的機能の低下が懸念。
- 新規就農者や農業法人の設立など、担い手の確保・育成による農業生産活動の維持。

【説明】高齢化の進展と人口減少が背景にあることから、アクションプランは全項目で、令和11年度までに取組の検討や実行に移していく短期目標となっている。新規就農者を確保育成したい集落と、農業法人の設立を希望する農業者が協力しあって、担い手の確保・育成を行い、農業生産活動の維持を図る。

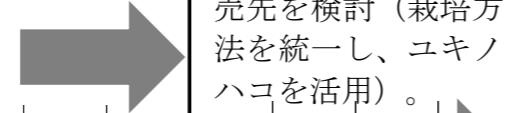
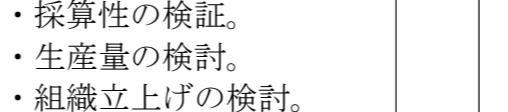
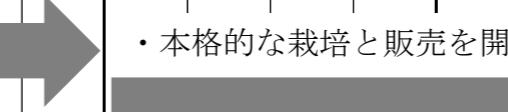
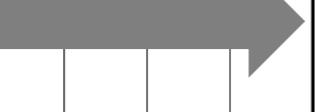
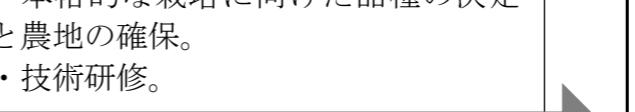
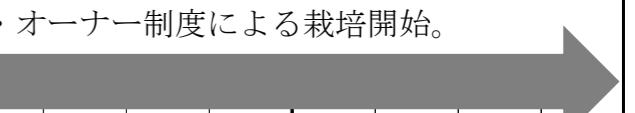
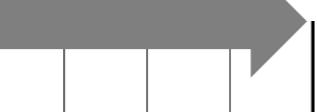
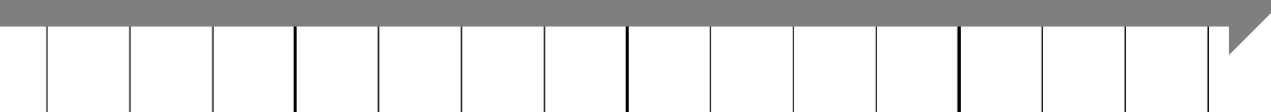
【短期】アクションプラン(令和5年度～令和11年度までのロードマップ)

安塚区

区分	取組内容	令和5年度 5期対策 4年目	令和6年度 5期対策 5年目	令和7年度 6期対策 1年目	令和8年度 6期対策 2年目	令和9年度 6期対策 3年目	令和10年度 6期対策 4年目	令和11年度 6期対策 5年目
担い手・ 後継者の 確保	①SNS、ツイッターを利用して新規就農者を募集する 【実施主体】 新規就農者を希望する集落や団体	・新規就農者を希望する集落や団体を把握。 ・希望する集落や団体で情報発信体制の検討（既存の組織か、新規組織を立ち上げるか、事務局体制をどうするか。募集人數やターゲットとする年齢層等の整理、新規就農者のサポート体制や役割分担等）。 → ・発信原案の作成。 → ・募集開始。						
	②集落営農法人の設立 【実施主体】 農地と機械を確保できる農業者	・集落や個人で法人設立の必要性や採算性などのメリット、デメリットを検討。 ・法人形態（株式会社、農事組合法人等）や構成員を検討。 ・必要に応じて、県や市に相談。 → ・話がまとまりしだい、法人設立の準備を進める。				・法人設立。		
	③移住者、定年帰農者の受入れ 【実施主体】 ①と②の組織		・移住者や定年帰農者の受入れを希望する集落や団体を把握。 ・受入れを希望する集落や団体で組織体制を検討（既存の組織か、新規組織を立ち上げるか、事務局体制をどうするか。移住者や定年帰農者のサポート体制や役割分担等）。 → ・移住希望者、定年帰農希望者を対象にした現地見学会の実施。 ・住居のあっせん。 ・農業従事の形態を確認（個別就農、法人就業）。 ・希望者の意向と受入れ側の意向が合ったら、受入れを開始する。 →					

【短期】アクションプラン(令和5年度～令和11年度までのロードマップ)

安塚区

区分	取組内容	令和5年度 5期対策 4年目	令和6年度 5期対策 5年目	令和7年度 6期対策 1年目	令和8年度 6期対策 2年目	令和9年度 6期対策 3年目	令和10年度 6期対策 4年目	令和11年度 6期対策 5年目
農業生産維持に向けた作物選定・所得確保	①ブランド米の構築 【実施主体】 地元の農業者	<ul style="list-style-type: none"> 事務局機能のアプローチ（ライステラス）。 	<ul style="list-style-type: none"> ブランド米を志す農業者で採算性、販売先を検討（栽培方法を統一し、ユキノハコを活用）。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験栽培と試験販売。 採算性の検証。 生産量の検討。 組織立上げの検討。 		<ul style="list-style-type: none"> 本格的な栽培と販売を開始。 		
	②自然薯のオーナー制度 【実施主体】 自然薯の生産を希望する農業者が組織する部会		<ul style="list-style-type: none"> 自然薯の生産を希望する農業者を把握。 	<ul style="list-style-type: none"> オーナーになってくれる人の概数調査。 採算性、品種、作付け農地の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験栽培と試験販売。 オーナーの確保と販売先の確保。 本格的な栽培に向けた品種の決定と農地の確保。 技術研修。 		<ul style="list-style-type: none"> オーナー制度による栽培開始。 	
	③イチジク、クルミシロップの生産 【実施主体】 既に試験栽培に取り組んでいる坊金、樽田の皆さん	<ul style="list-style-type: none"> イチジクの試験栽培とクルミシロップの試験取組。 採算性、販売先、品種選定、生産規模の検討。 加工場所、新たな機械や設備導入の検討。 新たな生産者の募集。 		<ul style="list-style-type: none"> 試験栽培と試験取組の継続。 採算性の検証。 生産者の技術研修や勉強会の実施。 販売先の確保や拡大。 新たな機械や設備の導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 本格的な栽培と販売を開始。 			

【短期】アクションプラン(令和5年度～令和11年度までのロードマップ)

安塚区

区分	取組内容	令和5年度 5期対策 4年目	令和6年度 5期対策 5年目	令和7年度 6期対策 1年目	令和8年度 6期対策 2年目	令和9年度 6期対策 3年目	令和10年度 6期対策 4年目	令和11年度 6期対策 5年目	
農業機械 スマート 農機の共 有化・共 同利用	①ドローンの活用 【実施主体】 集落協定	<ul style="list-style-type: none"> ドローンによる共同防除を希望する集落の把握。 ドローンを所有しているグループや集落の把握。 ドローン所有グループの広域組織化の検討。 無人ヘリ防除エリアとのすみ分けの検討。 							
	②農業機械のリース 制度の充実 【要望主体】 地域			<ul style="list-style-type: none"> 防除面積に応じたドローン台数の検討。 国・県・市・JA等の各種補助事業、交付金事業を活用した新規導入機体の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ドローン導入 ドローンによる適期防除の実施。 				
	③機械導入の補助率 を上げる 【要望主体】 地域			<ul style="list-style-type: none"> リース制度の充実の実現を目指した地域の合意形成。 要望する具体的なリース内容の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 市やJAを通じ、国へ要望。 状況により、複数年かけて継続要望を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 充実されたリース 制度の活用 		

【短期】アクションプラン(令和5年度～令和11年度までのロードマップ)

安塚区

区分	取組内容	令和5年度 5期対策 4年目	令和6年度 5期対策 5年目	令和7年度 6期対策 1年目	令和8年度 6期対策 2年目	令和9年度 6期対策 3年目	令和10年度 6期対策 4年目	令和11年度 6期対策 5年目	
土地利用の明確化 農地条件の改善	①基盤整備（用水路、暗きよ排水の整備含む） 【実施主体】事業を希望する地域または集落単位	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備を行う農用地を選定（用水路、暗きよ排水の整備も含む）。＝農用地の線引き作業。 ・線引きされた農用地の把握と整理（リスト化）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作者、農家組合または町内会と日本型直接支払制度の組織が、残す農用地を決めた後、ほ場、農道、用水路、暗きよ排水整備の実施について検討。 ・国、県の事業の活用を検討。 ・事業を希望する地域、集落単位で、実施主体の組織体制を検討。 ・隨時、市に相談。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備計画作成、要望提出（例：中山間地域総合整備事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・採択後、圃場整備事業実施に向けた調整・事業実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払の農用地リストに反映。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金を活用した農地の維持管理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払の農用地リストに反映。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払交付金を活用した農地の維持管理。
	②農地の集約、集積 【実施主体】農家組合長を中心とした集落単位		<ul style="list-style-type: none"> ・農地の出し手、受け手の情報収集とリストの整理（人・農地プランも活用）。 ・農家組合長を中心とした集落単位で出し手、受け手の調整。 		<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払の更新にあわせた農地の集約、集積。 		<p>※ 人・農地プランは、法定化され、「地域計画」という名称に変わりました。 市では、令和6年度に見直しを行う予定です。</p>		